

議案第 84 号

飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

飯能市国民健康保険税条例（昭和 30 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 21 項を附則第 23 項とし、附則第 20 項を附則第 22 項とし、附則第 19 項を附則第 21 項とする。

附則第 18 項の前の見出しを削り、同項を附則第 20 項とし、同項の前に見出しとして「（名栗村の編入に伴う賦課徴収に関する経過措置）」を付する。

附則第 17 項を附則第 19 項とし、附則第 14 項から第 16 項までを 2 項ずつ繰り下げ、附則第 13 項の次に次の 2 項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 5 条の 3、第 6 条及び第 19 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項（同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第 19 条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第 19 条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第19条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第19条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の飯能市国民健康保険税条例附則第14項及び第15項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

平成28年11月25日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</u></p> <p><u>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第19条において「特例適用利子等の額」という。）の合計</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p>

額から法第314条の2第2項」と、
「山林所得金額の合計額（）」とある
のは「山林所得金額並びに特例適用
利子等の額の合計額（）」と、同条第
2項中「又は山林所得金額」とある
のは「若しくは山林所得金額又は特
例適用利子等の額」と、第19条中
「山林所得金額」とあるのは「山林
所得金額並びに特例適用利子等の
額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保
険税の課税の特例）

15 世帯主又はその世帯に属する国
民健康保険の被保険者若しくは特定
同一世帯所属者が外国居住者等の所
得に対する相互主義による所得税等
の非課税等に関する法律第8条第4
項に規定する特例適用配当等、同法
第12条第6項に規定する特例適用
配当等又は同法第16条第3項に規
定する特例適用配当等に係る利子所
得、配当所得及び雑所得を有する場
合における第3条、第5条の3、第
6条及び第19条の規定の適用につ
いては、第3条第1項中「山林所得
金額の合計額から同条第2項」とあ
るのは「山林所得金額並びに外国居
住者等の所得に対する相互主義によ
る所得税等の非課税等に関する法律
第8条第4項（同法第12条第6項
及び第16条第3項において準用す

る場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第19条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第19条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1.6 省略

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1.7 省略

(病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例)

1.8 省略

(平成22年度以後の国民健康保険税の減免の特例)

1.9 省略

(名栗村の編入に伴う賦課徴収に関する経過措置)

2.0 省略

2.1 省略

2.2 省略

(名栗村の編入に伴う納期に関する

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1.4 省略

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1.5 省略

(病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例)

1.6 省略

(平成22年度以後の国民健康保険税の減免の特例)

1.7 省略

(名栗村の編入に伴う賦課徴収に関する経過措置)

1.8 省略

1.9 省略

2.0 省略

(名栗村の編入に伴う納期に関する

經過措置) <u>2 3</u> 省略	經過措置) <u>2 1</u> 省略
------------------------	------------------------

所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百五十四号

所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第一条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

所得税法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、平成二十九年一月一日とする。

総務大臣 山本 早苗

財務大臣 麻生 太郎

内閣総理大臣 安倍 晋三

第十八条 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第八条のうち租税特別措置法第十条の第五項第六号の改正規定中「他の者」の下に「当該個人が非居住者である場合の所得税法第六十一条第一号に規定する事業場等を含む。」を加え、を削る。

附則第一条第六号及び第七号を次のように改める。

六 第七条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第九号第一項の改正規定、同法第十条の四の次に五条を加える改正規定、同法第十一条の第一項の改正規定及び同法第十三条第四項の改正規定 平成二十九年一月一日

七 削除

附則第一条第八号の次に次の一号を加える。

八の二 次に掲げる規定 平成三十年四月一日

イ 第二条中法人税法第五十七条第一項の改正規定(同項ただし書に係る部分を除く。)、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第六項の改正規定、同条第七項の改正規定、同条第八項の改正規定、同法第八十一条の九第一項の改正規定(同項ただし書に係る部分を除く。)、同条第二項の改正規定、同法第八十一条の九第一項の改正規定並びに附則第二十七条第一項、第三十条第一項及び第三百二十条(銀行等の株式等の保有の制限等)に関する法律(平成十三年法律第百三十一号)第五十八條第一項の改正規定(「九年」を「十年」に改める部分に限る。)に定める規定

ロ 第六条中国税通則法第二十三条第一項の改正規定及び同法第七十条第二項の改正規定並びに附則第五十三条第一項及び第三項の規定

附則第一条第十一号イ中(同条第二項第六号中「他の者」の下に「当該個人が非居住者である場合の所得税法第六十一条第一号に規定する事業場等を含む。」を加える部分を除く。)を削る。

附則第二十七条第一項中「平成二十九年四月一日」を「平成三十年四月一日」に改め、同条第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の六十五」を「百分の六十五」と、当該法人の同年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「百分の六十」と、当該法人の同年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する事業年度については「百分の五十五」に改める。

附則第三十条第一項中「平成二十九年四月一日」を「平成三十年四月一日」に改め、同条第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「これら」の規定を「同条第一項第一号及び第八項」に、「百分の六十五」を「当該連結親法人の施行日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度については「百分の六十五」と、当該連結親法人の同年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度については「百分の六十五」と、当該連結親法人の同年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度については「百分の五十五」に改める。

附則第三十五条中「附則第三十九号を除き、」を削る。

附則第三十六条第一項中「以下附則第四十条まで」を「第三項」に改める。

附則第三十八号から第四十条までを次のように改める。

第三十八号から第四十条まで 削除

附則第五十三条第一項及び第三項中「平成二十九年四月一日」を「平成三十年四月一日」に改める。

附則(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条中消費税法第八条の改正規定 平成二十八年五月一日

二 第十条中租税特別措置法第四十一条の第十四第一項の改正規定及び附則第七十九条の規定 平成二十八年十月一日

三 次に掲げる規定 平成二十九年一月一日

イ 第一条中所得税法第五十七条第二項の改正規定、同法第五十一条の二第四項第二号の改正規定(「第百五十一条の二」又は「第百五十一条の四」又は「第百五十一条」(相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等)に改める部分を除く。)、同法第六十六条の改正規定(「前編第五章」の下に「及び第六章」を加える部分を除く。)、並びに同法第二百三十二条第一項及び第二百三十三条の改正規定並びに附則第六号、第十四条第二項及び第百六十六条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) 第九条第三項の改正規定(「第五十七条第二項若しくは」を削る部分に限る。))に定める規定

ロ 第四条中相続税法第五十条第二項第二号の改正規定及び附則第三十一条第二項の規定

ハ 第五条中消費税法第四条の改正規定及び同法第六十二条の改正規定並びに附則第三十三条、第四十条第三項及び第四十三条第四項の規定

ニ 第六条の規定(同条中国税通則法第三十四条の三の改正規定、同法第三十四条の五の改正規定及び同法第七十四条の二の改正規定を削る。)、並びに附則第五十四条、第百五十四条から第百五十六条まで及び第百六十七号の規定

ホ 第七条の規定及び附則第五十五条の規定

ヘ 第十条中租税特別措置法第十条の五第四項第八号の改正規定、同法第二十八条の三第九項第二号の改正規定、同法第三十条の二第七項第二号の改正規定、同法第三十一条の二第九項第二号の改正規定、同法第三十三条の五の改正規定、同法第四十一条の三第三項第二号の改正規定、同法第四十一条の五第五項第一号の改正規定(「第三十三号第三項第一号」を「同条第一項」に改める部分に限る。)、同条第十六項第二号の改正規定、同法第四十一条の五の二第七項第一号の改正規定(「第三十三号第三項第一号」を「同条第一項」に改める部分に限る。)、同法第四十一条の五の四第十九号の四第十六項第二号の改正規定、同法第六十九条の三第四項第二号の改正規定、同法第七十条の二第六項第二号の改正規定及び同法第七十条の三第六項第二号の改正規定並びに附則第六十七号第一項、第六十九号、第七十条第一項及び第四項、第七十六号第二項、第七十八号、第八十二条第二項並びに第百二十七号第一項から第四項までの規定

ト 第十三条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第八項第二号の改正規定及び附則第百四十九号の規定

四 第六条中国税通則法第三十四条の三の改正規定及び同法第三十四条の五の改正規定 平成二十九年一月四日

五 次に掲げる規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

イ 第二条中法人税法第百四十四号の六第二項ただし書の改正規定、同法第百四十九号第一項ただし書の改正規定及び同条第二項の改正規定

ロ 第八条の規定及び附則第五十六号の規定(第七号イに掲げる規定を除く。)

ハ 第十条中租税特別措置法第五号の二第七項第四号の改正規定、同法第五号の三第四項第四号の改正規定、同法第四十一条の十三の二第七項第四号の改正規定及び同法第四十二条の二第二項第一号の改正規定並びに附則第八十四号の規定

ニ 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条の改正規定(同条第一項の表租税特別措置法の項に係る部分を削る。)

項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、「当該所得割の額」とあるのは「当該所得割の額及び特例適用配当等に係る所得割の額の合計額」と、同条第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額の合計額」と、同法第三百十四条の八及び第三百十四条の九第一項並びに附則第五条第三項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特例適用配当等の額（外国居住者等所得相互免除法第八条第十一項第四号の規定により読み替えられた第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額」と、同法附則第五条の四第六項及び第五項の四の二第六項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、同法附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額の合計額」とする。

六 地方税法附則第三条の三第二項、第四項及び第五項の規定の適用については、同条第二項第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、同条第四項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、同条第五項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」と、同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、同項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに特例適用配当等に係る所得割の額」とする。

七 前各号に定めるもののほか、地方税法第三百十七条の二の規定による申告に関する特例その他第九項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

12 第二項及び第四項に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とは、それぞれ所得税法第二章第二節第一款に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額をいう。

13 第一項、第二項、第四項、第五項、第七項、第九項及び第十項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(事業から生ずる所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

第九條 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者（地方税法第七百三條の四第十項第一号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下同じ。）が前条第二項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における同法第七百三條の四第六項及び第七項、第七百三條の五並びに第七百六條の二第一項の規定の適用については、同法第七百三條の四第六項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得等の非課税等に関する法律第八條第二項に規定する特例適用利子の額（以下「特例適用利子等の額」という。）の合計額から第三百二十四條の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、同法第七百三條の五中「この条中山林所得金額」とあるのは「この条中山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用利子等の額」と、同法第七百六條の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前条第四項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における地方税法第七百三條の四第六項及び第七項、第七百三條の五並びに第七百六條の二第一項の規定の適用については、同法第七百三條の四第六項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とある

のは「及び山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八條第四項に規定する特例適用配当等の額（以下「特例適用配当等の額」という。）の合計額から第三百二十四條の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、同法第七百三條の五中「この条中山林所得金額」とあるのは「この条中山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用配当等の額」と、同法第七百六條の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(外国居住者等内部取引に係る課税の特例)

第十條 国内事業所等に該当する恒久的施設を有する外国居住者等の所得税法第六十一條第一項第一号に規定する事業場等又は法人税法第三百八十八條第一項第一号に規定する本店等と恒久的施設との間のこれらの規定に規定する内部取引（その対価の額とする額が独立企業間価格と異なることにより、当該外国居住者等のその年分の所得税法第六十四條第一項第一号に掲げる国内源泉所得につき同法第六十五條第一項の規定により準じて計算した同法第二十二條第二号に規定する各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額若しくは総収入金額に算入すべき金額が過大となる場合若しくは必要経費に算入すべき金額若しくは支出した金額に算入すべき金額が過少となる場合又は当該事業年度の法人税法第四十一條第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入すべき金額が過大となる場合若しくは損金の額に算入すべき金額が過少となる場合における当該内部取引に限る。以下この条において「特定内部取引」という。）につき、当該外国居住者等に係る外国の租税に關する権限のある機関が、当該外国居住者等に係る当該外国の租税の額の計算上控除する金額（所得税法第九十五條第一項に規定する国外所得金額（同条第四項第一号に掲げる国外源泉所得に限る。）又は法人税法第六十九條第一項に規定する国外所得金額（同条第四項第一号に掲げる国外源泉所得に限る。）に相當する金額に係るものに限る。）の計算に關して、当該特定内部取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従って行われるとした場合に当該特定内部取引の対価の額とされるべき額は独立企業間価格であると認められたことにつき総務省令、財務省令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたときは、当該外国居住者等のその年分の所得税法第六十四條第一項第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得に係る同法その他所得税に関する法令の規定又は当該事業年度の法人税法第四十一條第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、当該特定内部取引は、独立企業間価格によるものとする。

2 前項に規定する独立企業間価格とは、次の各号に掲げる外国居住者等の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一 非居住者である外国居住者等 当該外国居住者等に係る特定内部取引の対価の額とされるべき額について租税特別措置法第四十條の三の三第二項に規定する方法に準じて算定した金額

二 外国法人である外国居住者等 当該外国居住者等に係る特定内部取引の対価の額とされるべき額について租税特別措置法第六十六條の四の三第二項に規定する方法に準じて算定した金額

3 第一項の規定の適用がある場合における特定内部取引の対価の額とした額と当該特定内部取引に係る同項に規定する独立企業間価格との差額は、外国法人である外国居住者等の各事業年度の法人税法第四十一條第一号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

4 前三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(國際運輸業に係る所得に対する所得税又は法人税の非課税)

第十一條 國際運輸業を営む外国居住者等有する当該國際運輸業に係る所得で所得税法第六十一條第一項又は法人税法第三百八十八條第一項に規定する国内源泉所得に該當するもの（次項から第五項までにおいて「対象國際運輸業所得」という。）のうち、当該外国居住者等に係る外国においてその法令に基づき当該外国居住者等の所得として取り扱われるものについては、所得税又は法人税を課さない。

第六十八條第一項中「同條第五項の規定の適用がある」を「修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでない」に、「隠ぺいし」を「隠蔽し」に改め、同條第二項中「又は同條第五項若しくは第六項」を「若しくは同條第七項」に改め、「ある場合」の下に「又は納税申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでない場合」を加え、「隠ぺいし」を「隠蔽し」に改め、同條第三項中「隠ぺいし」を「隠蔽し」に改め、同條第四項中「又は第二項」を「第二項又は前項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項の次に次の一項を加える。

4 前三項の規定に該当する場合において、これらの規定に規定する税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき期限後申告書若しくは修正申告書の提出、更正若しくは第二十五条（決定）の規定による決定又は納税の告知（第三十六条第一項（納税の告知）の規定による納税の告知（同項第二号に係るものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）若しくは納税の告知を受けることなくされた納付があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、その申告、更正若しくは決定又は告知若しくは納付に係る国税の属する税目について、無申告加算税等を課され、又は徴収されたことがあるときは、前三項の重加算税の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、これらの規定に規定する基礎となるべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第七十三條第一項第二号中「又は第二項（申告納税方式による国税の）」を、「第二項又は第四項（同條第一項又は第二項の重加算税に係る部分に限る。）」に、「規定によるもの」を「重加算税」に改め、同項第四号中「繰上差押」を「差押えの要件」に改める。

第七十四條の二第一項第三号口を同号ハとし、同号イの次に次のように加える。
口 消費税法第五十七条の五第一号若しくは第二号（適格請求書類似書類等の交付の禁止）に掲げる書類を他の者に交付したと認められる者又は同條第三号に掲げる電磁的記録を他の者に提供したと認められる者

第七十四條の二第三項中「第一項第三号ハ」を「第一項第三号ハ」に改める。
第八十五條第一項中「関する処分」を「関する処分及び滞納処分（その例による処分を含む。）を除く。」又は「第六十八條第三項」の下に「又は第四項（同條第三項の重加算税に係る部分に限る。）」を加え、「規定による重加算税」を「重加算税」に、及び第二号に係るものを除く。及び滞納処分（その例による処分を含む。）を除く。」を「若しくは第二号に係るもの」に、「同じ」を「単に「処分」という」に改める。

第一百十三條の二第一項中「第一百二十四條第三項」を「第一百二十四條第三項第一号」に、「あつて」を「にあつて」に改める。
第一百二十四條第一項中「の書類」の下に「（以下この条において「税務書類」という。）」を加え、「当該書類」を「当該税務書類」に改め、その氏名及び住所又は居所の下に「とし、税務書類のうち個人番号の記載を要しない書類（納税申告書及び調書を除く。）として財務省令で定める書類については、当該書類を提出する者の氏名及び住所又は居所とする。」を加え、同條第二項中「前項に規定する書類」を「税務書類」に、掲げる者」を「定める者」に改め、同項各号中「当該書類」を「当該税務書類」に改め、同條第三項を次のように改める。

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 番号 個人番号又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十五条（定義）に規定する法人番号をいう。
二 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十五条に規定する個人番号をいう。

（国税徴収法の一部改正）

第七條 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）の一部を次のように改正する。
第十五條第一項第六号中「保全差押の金額の通知」を「保全差押え」に、「繰上保全差押」を「繰上請求」に改め、同項第七号中「次号及び第九号」を「この項」に改め、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「第九條の二」を「第九條の三」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 分割を無効とする判決の確定により当該分割をした法人（以下この号において「分割法人」という。）に属することとなつた財産から徴収する分割法人の固有の国税及び分割法人の固有の財産から徴収する分割法人の国税通則法第九條の二（法人の合併等の無効判決に係る連帯納付義務）に規定する連帯して納付する義務に係る国税（当該判決が確定した日以前にその納付すべき税額が確定したものに限る。）当該判決が確定した日

第三十六條中、「次条及び第三十八條（事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務）」を「及び次条」に改める。
第三十八條中「その親族」を「生計を一にする親族」に、「同族会社」を「被支配会社（当該納税者を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合に法人税法第六十七條第二項（特定同族会社の特別税率）に規定する会社に該当する会社をい。）に改め、「以下「親族その他の特殊関係者」という。）及び「同一」とみられる場所において」を削り、「（取得財産を含む。）を限度として」を「（価額の限度において）」に改める。

第三十九條中「の特殊関係者」を「滞納者と特殊な関係のある個人又は同族会社（これに類する法人を含む。）で政令で定めるもの（第五十八條第一項（第三者が占有する不動産の差押手続）及び第一百四十二条第二項第二号（搜索の権限及び方法）において「親族その他の特殊関係者」という。）」に改める。

（外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正）
第八條 外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律（昭和三十七年法律第四百十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律
題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条）
第二章 国内源泉所得等に対する所得税等の非課税等（第二条―第四十三条）
第三章 国際運輸業に係る所得に対する所得税等の非課税（第四十四条―第四十六条）
附則

第一章 総則

第三条中「法律」を「章の規定」に改め、同条を第四十六条とする。
第二条中「以下」を「以下この条において」に改め、「昭和二十五年法律第二百二十六号」を削り、同条を第四十五条とする。
第一条中「昭和四十年法律第三十三号」を削り、「居住者（以下）を「居住者（次条において）に改め、「昭和四十年法律第三十四号」を削り、「内国法人（以下）を「内国法人（次条において）に改め、「事業（以下）の下に「この条及び次条において」を加え、「以下」を「次条において」に改め、同条を第四十四条とし、同条の前に次の一条、一章及び章名を加える。

（趣旨）

第一条 この法律は、外国との相互主義に基づき、当該外国との間の二重課税を排除するため、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他の国税関係法律及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の特例等を定めるものとする。

参考

(抜粋)

所得税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 麻生 太郎

法律第十五号

所得税法等の一部を改正する法律
(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「修正申告の特例(第五百一条の二)を「期限後申告及び修正申告等の特例(第五百一条の二―第五百一条の六)」に、「第五百十三條の五」を「第五百十三條の六」に改め、「第二款の二 修正申告の特例(第六十六條の三二)」を削る。

第二条 第一項第二十三号中「年々」を「年々」に改め、同項第三十五号中「こえ」を「超え」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第三十六号中「(非居住者に対する準用)」を「(申告、納付及び還付)」に改め、同項第三十八号中「(期限後申告書)」を「(期限後申告)」に改め、同項第三十九号中「(修正申告書)」を「(修正申告)」に改め、同項第四十四号中「(効力)」の下に「、第五百一条の四(相続により取得した有価証券等の取得費の額に変更があつた場合等の修正申告の特例)」を加える。